

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年-22 (28. 8. 23)	生活環境	<p>企業ポイントの法的保護に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>企業の発行するポイント（以下「企業ポイント」という。）については、外食産業などが独自に発行するものや、Tポイントやpontaポイント、航空マイレージなど、その種類は多岐にわたり、野村総研のまとめたデータによれば、2020年度には1兆円に達する見込みであるという。</p> <p>一方、企業ポイントは現金に準ずる地位を持ちながら、その法的な地位が明確ではないことが問題視されており、有効期限の新設や使用レートの変更を十分なアナウンスなく、企業側が勝手に行うなどの行為もあるようである。また、いわゆる電子マネーや商品券であれば資金決済法により発行保証金の供託が義務付けられ、業務の全部又は一部を廃止した場合、払戻義務が発生する（同法第20条）が、企業ポイントにはそれがない。</p> <p>財務における貸借対照表にはポイント引当金として記載はされるが、仮に倒産した場合の保全措置がなく、あくまでポイントは企業による恩恵としてのものにとどまっている。</p> <p>しかしながら、電気店などで10%、20%の高率ポイントの付与が当たり前になった今日、ポイントはいわば、単なるオマケではなく、消費者の購入に対し、双務契約における販売者の負担行為としてなされる、販売者側による実質的な値引き、キャッシュバックであって、消費者は企業にその保管を委任しているものであり、これらの保護や信託銀行などへの供託義務については、消費者保護の観点からも検討されなければならない。</p> <p>一方、資金決済法の所管は金融庁、企業ポイントの発行については経済産業省、消費者の保護については消費者庁と、担当部局が縦割りで、何か起きた際の責任を明確にする意味では、消費者の相談窓口を一つにまとめることも必要である。</p> <p>そこで、ポイントの供託金保管義務を検討し、各省庁に分散される、ポイント発行等に係る権限を一元化することなど、企</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>業ポイントの発行に係る法的な保護を検討することについて、意見書の提出を賜りたい。</p> <p>なお、経済産業省としても 2008 年に「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」においてガイドラインを作成はしているが、あくまでこれはガイドラインにとどまるもので、預託金に係ることなど、法的拘束力はない。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>企業ポイントについては、その法的地位が不明確で、企業倒産時にもその価額が補償されない点、問題が指摘されている。破綻時にも対応できるよう、信託銀行への供託金の預託義務を法定するなど、消費者の保護措置を講ずることについて意見書を提出すること。</p>	
--	--	--	--